

九州工学教育協会分科会設置要項

平成28年5月10日常任理事会決定

(趣旨)

- 1 この要項は、九州工学教育協会(以下、「九工教」という。)が認定する分科会の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 2 分科会の設置は、工学教育の振興を図るとともに、わが国の産業の振興と発展のため、より専門的・具体的に検討し、議論を掘り下げることがを目的とする。

(申請)

- 3 分科会の設置を希望する場合、当該分科会の責任者となる者(分科会長)は、所定の申請書を九工教事務局に提出のうえ、設置の許可を得るものとする。

(設置及び設置期間)

- 4 3項による分科会設置の申請があった場合、九工教は運営委員会の審査を経て、常任理事会に諮り、承認を得ることとし、設置期間は原則3年以内とする。
(2) 分科会の設置期間の延長を希望する場合、分科会長は、期間終了前に九工教に申し出ることとする。

(活動補助金申請)

- 5 前項で設置を許可された分科会は、九工教に対して活動経費の補助を申請できる。
(2) 九工教は、当該経費申請に対して、審査の上、必要に応じてその活動に対し一定額の経費補助をすることができる。(補助額は、九工教会長が別途定める。)
(3) 経費補助を受けた分科会は、1年間の収支報告及び領収書等の証拠を九工教に提出しなければならない。

(組織・運営)

- 6 分科会には、分科会長を置き、常任理事会から推薦のあった会員をもってこれに充てる。また、その構成員は九工教会員とする。
(2) 分科会の組織・運営方法については、分科会長を中心に、分科会内で定めるものとする。

(報告)

- 7 分科会長は、分科会の年間の活動状況及びその成果について、常任理事会に報告するものとする。

附則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。